

多摩川見晴らし公園周辺における民間活力導入検討調査業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

多摩川見晴らし公園周辺においては、地元住民だけでなく、他都市や羽田空港利用者にも来訪してもらえるような「多摩川からの玄関口」としてのにぎわい拠点とするため、民間活力を導入した利活用について以下のような検討を行ってきている。

(主な検討状況)

- ・コロナ禍において、令和2年10月(2日間)、令和4年3月(約1カ月間)に利活用に向けた社会実験(キッチンカーや各種イベント等)を行い、一定の地域ニーズを把握。
- ・令和3年7月、川崎市PPPプラットフォーム意見交換会において、複数の民間事業者との意見交換を実施し、給排水等のインフラ整備等の必要性を確認。
→令和5年度「多摩川見晴らし公園インフラ設計委託」実施中。
- ・令和5年1月、周辺の旧幸町交番隣接道路用地において、社会実験として、バスケットゴールの設置等を実施し、地域ニーズの把握を行っている。

こうした状況や周辺の開発状況を踏まえ、本業務は、多摩川見晴らし公園周辺における民間活力の導入に向け、地域ニーズの把握や機運の醸成を行うとともに必要な資料を作成すること等を目的とする。

2 業務概要

(1) 件名

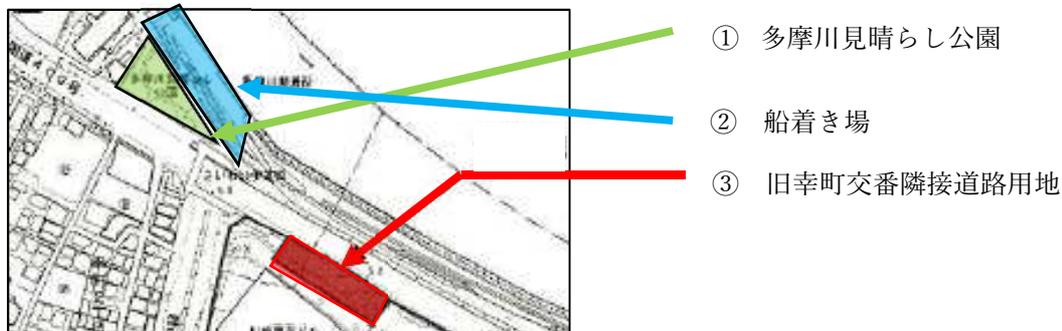
多摩川見晴らし公園周辺における民間活力導入検討調査業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(3) 履行場所及び対象地域

多摩川見晴らし公園、隣接船着き場及び旧幸町交番隣接道路用地
(川崎市幸区幸町2丁目及び堀川町地内 ※下記図参照)



(4) 業務内容

(ア) 業務計画の作成

業務目的を踏まえ、業務全体の方針、検討の進め方、スケジュール、組織体制等を含む業務計画書を作成し、発注者の承認を受けること。

(イ) 現況把握

① 対象地域の状況整理

対象地域の管理状況、これまでの取組や施策等や対象地域が持つ特性、抱える課題を整理する。

② 上位関連計画等の位置付けの整理

川崎市総合計画など、上位関連計画における対象地域の位置付け、方向性等を収集・整理する。

③ 関係法令等の整理

河川法、道路法や都市公園法など、対象地域を活用していく上で関連する法令等の規制・制限や助成内容を整理する。

④ 参考事例整理

河川敷の活用及び活性化事業や民間活力導入事例など、本業務の参考となる他都市の事例を収集し、特徴、内容、事業スキーム等を整理する。

(ウ) イベントの実施

(イ) ①対象地域の状況整理を踏まえた上で、実施内容、実施期間、想定される実施事業者等をまとめたイベント企画案を作成し、発注者と内容を協議の上、対象地域を一体的に利活用したイベントを令和5年10月～令和6年3月の間で、1回実施する。

なお、イベントの実施にかかる広報、運営費などの一切の経費は、受注者の負担とする。

(エ) 地域ニーズ等の整理

対象地域における周辺住民のほか、イベントにおける利用者及び実施事業者等に向けたアンケート調査を実施し、民間活力導入検討に必要な地域ニーズ等の分析及び整理を行う。

(オ) 民間活力導入範囲及び事業スキームの検討

(イ)～(エ)を踏まえ、多摩川見晴らし公園及び隣接船着き場、旧幸町交番隣接道路用地との一体的な活用等、民間活力の導入を行う範囲※について考えられるパターンを整理する。(※「(3)履行場所及び対象地域」を検討範囲とする)

また、民間活力導入のためのスケジュール、想定される事業収支、官民負担、リスク分担等の整理を行う。

(カ) 公募要領等案の作成

(オ)を踏まえ、令和6年度以降に本事業を実施するにあたり必要となる公募要

項、要求水準書、応募様式、審査基準等の必要資料について、案を作成する。

(キ) バスケットゴールの設置等にかかる業務

旧幸町交番隣接道路用地において、令和5年10月1日～令和6年3月の間、社会実験としてバスケットゴールを設置し、設置にかかる広報発信及び運営に必要な什器等の準備、ゴールネットの破損に対する修繕等の対応を行う。

(ク) 旧幸町交番隣接道路用地における門扉の開閉及び現地確認

社会実験期間における旧幸町交番隣接道路用地の扉の開閉等の作業を以下のとおり実施する。

- ・10時に開き、17時に閉じる。

(※ただし、地域等の要望により、開閉時間を調整する場合がある。)

- ・開閉作業時に、異変（粗大ごみの不法投棄や不審者が居座っている等）がある場合、発注者へ連絡する。なお、施設の不具合があった場合は応急処置を実施する等、日常の維持管理を行うこと。
- ・旧幸町交番隣接道路用地の利用状況を記録し、開閉時間や異変の有無と併せて監督員へ報告する。報告書の様式等については、発注者との協議による。

(ケ) 報告書の作成

業務において作成した検討資料等を取りまとめ、報告書を作成する。

(コ) 打合せ協議

業務の実施にあたり、発注者との打合せを行うこと。

打合せは業務着手時・中間時・納品時を基本とし、必要に応じて適宜行うこととする。

(5) 事業委託料

以下の金額を上限とします。

金 8,503,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の各号に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 令和5・6年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「12 建設コンサルタント」、種目「都市計画及び地方計画部門」に登録があること。（参加申込時点で業者登録中

であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。）

- (5) 業務の履行に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらの証明等を受けていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団またはその構成員の利益になる活動を行っていないこと。
- (7) 過去10年の間に、国・都道府県・特別区または政令指定都市において、次の業務の履行が完了していること（アからウ全て）。
 - ア 緑の基本計画及びグリーンインフラに関する調査・検討業務
 - イ 河川におけるにぎわい創出に係る調査及び計画策定に関する業務
 - ウ 公共施設における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザー業務
- (8) 本業務を遂行するにあたり以下の資格を持つ技術者を配置すること。
 - ア 業務責任者については、技術士（総合技術監理部門）または、技術士（都市及び地方計画）の資格を持つものを配置すること。
 - イ 業務担当者については、技術士（総合技術管理部門）または、技術士（都市及び地方計画）の資格を持つものを1名以上配置すること。また、専門社会調査士及び一級建築士の資格を持つものを1名以上配置すること。
- (9) 連絡調整を円滑に行うため、神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有すること。

4 担当部署及び問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課公民連携担当 貝原・丸山
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町 12 番地 1 川崎駅前タワー・リバービル 17 階
電話 044-200-0511（直通）
FAX 044-200-3973
電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

5 企画提案の流れ

(1) スケジュール

内容	期間
仕様書・実施要領等の公表	令和5年6月7日（水）
参加意向申出書等の提出	令和5年6月7日（水）から令和5年6月13日（火）までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）

参加資格確認結果通知発送	令和5年6月15日(木)
質問書の受付	令和5年6月15日(木)から令和5年6月21日(水)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
質問書に対する回答	令和5年6月23日(金)
企画提案書受付	令和5年6月23日(金)から令和5年7月4日(火)までの期間の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時まで(正午～午後1時を除く。)
書類審査	令和5年7月5日(水)から令和5年7月11日(火)まで
ヒアリング審査(予定)	令和5年7月12日(水)
選定結果の通知(予定)	令和5年7月14日(金)
業務委託契約締結(予定)	令和5年7月14日(金)以降

(2) 参加意向申出書等の提出

郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により次の資料(各1部)を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書(本市のHPからダウンロードして御使用ください。なお、不明な場合は上記4の担当宛てにお問い合わせください。)

(イ) 誓約書(上記3に記載した事項についての誓約書になります。本市のHPからダウンロードして御使用ください。)

(ウ) 過去10年の間に、国・都道府県・特別または政令指定都市において、次の業務の履行が完了していることを証する書類(aからc全て)。

a 緑の基本計画及びグリーンインフラに関する調査・検討業務

b 河川におけるにぎわい創出に係る調査及び計画策定に関する業務

c 公共施設における民間活力導入可能性調査・検討及びアドバイザー業務

※ a、b及びcの業務実績について、「発注者」、「業務名」、「業務期間」及び「業務内容」を一覧表にまとめて記載してください。履行が完了していることを証する書類については、契約書及び報告書の概要版を御提出ください。

なお、a、b及びcのそれぞれに複数の該当がある場合には、1件のみを抽出して御提出ください(業務が重複する契約の場合にはまとめて可)。ただし、履行確認のため、その他の該当案件についても書類の提出を求められます。

(エ) 神奈川県内または東京都内に、本社もしくは本店、支店、支社、営業所等の事務所を有することを証する書類

イ 提出期間

令和5年6月7日(水)から令和5年6月13日(火)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)(郵送の場合は令和5年6月13日(火)午後5時までに必着)

ウ 提出先

4に同じ

(3) 参加資格確認結果通知の発送

令和5年6月15日(木)に、参加意向申出書の提出者宛てに、参加資格確認結果通知を郵送します。また、参加資格要件を満たす者には、関係書類も併せて送付いたします。

(4) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、令和5年6月15日(木)から令和5年6月21日(水)午後5時までの期間に、上記4のみどりの事業調整課担当宛てに電子メール(添付文書がある場合にはMicrosoft Word形式、A4版縦・横書き)で送付してください。回答は、令和5年6月23日(金)に全ての参加意向申出書の提出者に対して電子メールにて回答いたします。

(5) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次の期日までに必要書類を郵送(書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。)もしくは持参により提出してください。

ア 提出期間

令和5年6月23日(金)から令和5年7月4日(火)までの期間の午前8時30分から午後5時まで(閉庁日及び正午～午後1時を除く。)(郵送の場合は令和5年7月4日(火)午後5時までに必着)

イ 提出先

4に同じ

ウ 提出書類

次の(ア)～(エ)は任意様式とします。

(ア) 企画提案書

20ページ以内とする。

(イ) 見積書

(ウ) 実施体制及び配置予定人員

(エ) 過去の実績

5(2)ア「提出書類」の(ウ)と同じ書類を改めて提出してください。

エ 注意事項

- (ア) 提出書類は、正 1 部と副 10 部をそれぞれ製本し、提出してください。
- (イ) 用紙は A 4 版縦・横書きとし（図表等がみにくくなる場合には、A 3 横・三つ折りを含むことも可とする。）、左上 1 か所で綴じてください。
- (ウ) 提出された提案書類は返却しません。
- (エ) 提出後、提案者側からの提案書類の差し替え及び追加はできません。
- (オ) 提案書類については、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容全てが契約に反映されるとは限りません。
- (カ) 提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

6 審査方法

(1) 評価委員会の設置

「プロポーザル評価選考委員会設置要綱」に基づき評価選考委員会を設置し、書類審査及びヒアリング審査を実施します。

(2) 書類審査の実施

ア 日程（予定）

令和 5 年 7 月 5 日（水）から令和 5 年 7 月 11 日（火）まで

イ 方法

提出された企画提案書等に対し書類審査を実施し、評価の高い者 3 者を書類審査通過者として選定し、ヒアリング審査の対象者とします。書類審査の結果は、審査終了後、速やかに提案のあった全ての事業者へ通知します。また、書類審査通過者に対して、ヒアリング審査の日程等を併せて通知します。

ただし、企画提案書提出者が 3 者以内であった場合は、書類審査及びヒアリング審査を同時に実施します。その場合には、書類審査の前に提案のあった全ての事業者へ、審査の日程等を通知します。

(3) ヒアリング審査の実施

ア 日時（予定）

令和 5 年 7 月 12 日（水）（※時間は調整の上、個別に連絡します。）

イ 場所

未定（※調整の上、個別に連絡します。）

ウ 提案時間

事前に提出いただいた企画提案書に基づき、20 分程度で提案説明を行っていただき、その後 10 分程度質疑応答を行います。

エ 出席者

ヒアリング審査への出席者は各提案事業者につき 3 名以内とします。また、提案

説明は、本業務に配置する担当者が行ってください。

(4) 選定結果の通知 (予定)

令和5年7月14日(金)

(5) 選考基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおりとなります。

(6) 受託候補者の特定

評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得したものを受託候補者として選定いたします。なお、基準点を全委員の総合計点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者といたします。

7 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 「3参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき

8 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 本業務の受注者(再委託又は下請等の者を含む)は、今後、多摩川見晴らし公園周辺の民間活力導入に係る民間事業者の選定手続を実施した場合において、応募又は参加しようとする応募企業、応募企業グループの一員又は協力企業となることはできません。